



2024年10月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ イ バ ー ・ バ ズ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 村 彰 典  
(コード番号：7069 東証グロース)  
問 合 わ せ 先 取 締 役 膽 畑 匡 志  
(TEL. 03-6758-4738)

### 貸倒引当金繰入額の計上に係る社内調査及び再発防止策に関するお知らせ

当社は、本年5月8日に開示いたしました「債権の取立不能または取立遅延のおそれによる貸倒引当金繰入額の計上に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、2024年9月期第2四半期決算において、当社が2023年4月より実施したアフィリエイト広告の代理販売取引（以下「本件取引」といいます。）に係る当該取引先に対する売掛債権（以下「本件売掛債権」といいます。）の回収の金額と時期に不確実性が存在することから、本件売掛債権の金額2,215百万円に対して、全額貸倒引当金を計上いたしました（以下「本件事象」といいます。）。

これを受け、当社は、外部専門家の協力の下、本件事象の調査及び類似の事案の再発防止に関する取組みを進めており、現在までに明らかになっている本件取引に係る事実経緯、本件事象の原因分析及び再発防止策の策定の概要について、下記の通りご報告いたします。

当社といたしましては、本件事象により、株主、投資家、取引先その他の関係者の皆様方に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の事態を真摯に受け止め、再発防止策を含め、万全な対応を行ってまいりたいと存じます。

#### 1. 本件取引に係る事実経緯

##### ① 貸倒引当金繰入額の計上に至るまでの経緯

当社は、2023年4月に取引先である脱毛サロンチェーン運営会社（以下「A社」といいます。）よりアフィリエイト広告取引についての引き合いを受け、取引停止する2024年2月まで、A社との間のアフィリエイト広告取引を行ってまいりました。これに際し、従前A社に対してアフィリエイト広告に係る業務を提供していたアフィリエイト広告代理店B社に対して、当社から一定の業務を再委託する内容の取引も開始いたしました。B社との当該取引においては、円滑な取引開始等を目的とした初期的な座組として、当初、A社及びB社の取引の間で行われていた取引に当社が介入し、当社がA社に提供していた広告業務の一部を従前A社に業務を提供していたB社に再委託して手数料を得る形式が採用されましたが、当該取引形式は当社として一般的に採用している取引形態ではないため、将来的に当該再委託は解消することを想定しておりました。

本件取引開始にあたっては、A社の信用を補完するべく、同社の親会社である船井電機・ホールディングス株式会社の連帯保証等の措置をとりました。さらに、当社としては、A社とB社との間で、仮にA社が当社に対する本件売掛債権の支払を怠った場合には当社のB社に対する支払いが一部免除されること（以下「本件免除」といいます。）を前提として当社が本件取引を開始することになると認識しておりました。

取引開始以降、本件売掛債権の回収は滞りなく行われてまいりましたが、2023年12月28日にA社から支払が遅れる旨の連絡を受けました。その後、A社らとの間で回収についての協議を行い、2024年

2月に一定の入金があったものの、2024年3月以降、入金が遅れている状態が続いており、取立遅延が生じることとなりました。

このような状況を踏まえ、当社は、本件売掛債権の回収の金額と時期に不確実性が存在することから、2024年9月期第2四半期連結会計期間（2024年1月1日～2024年3月31日）において、一過性の損失ではあるものの、同債権の金額 2,215 百万円に対して、全額貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に計上することといたしました。

なお、上記のとおり、当社としては、仮にA社が本件売掛債権の支払を怠った場合には本件免除が行われるとの認識を有しておりましたが、実際に締結された契約書には、本件免除に係る条項が含まれておりませんでした。B社に対する支払いを免れることができない状況であったため、入金遅延及び契約内容について本年2月の取締役会に報告し、当該支払いを実施、完了しております。

## ② 貸倒引当金繰入額の計上が多額となった経緯

当社では、取引先等の与信判断にあたっては、当社が定める取引先審査・与信管理ガイドライン（以下「社内与信ガイドライン」といいます。）に従うこととしておりますが、本件取引を行うにあたり、A社の親会社である船井電機・ホールディングス株式会社の連帯保証を受ける等により、同社の信用力を前提とした与信金額の設定を行っておりました。しかしながら、取引額が増加するなかで、本件免除が行われること等を前提とした与信判断の変更を行い取引を継続した結果、結果としてA社に対する売掛金額は多額になりました。

## ③ 調査の方法等

当社は、本件事象に係る経緯の調査に際し、外部の弁護士の協力のもと、関係者へのヒアリングやメール等の社内コミュニケーションツールのやり取りその他の関連文書を確認いたしました。

なお、当該調査において、当社の役職員が本件取引に際して法令に違反する行為を行った事実は確認されておりません。また、当社は本件事象と同種の問題が生ずるおそれのある他の取引の有無を把握するため、当社のその他の販売取引について契約内容の確認及び与信の状況の調査を実施いたしました。が、問題となる事項は検出されませんでした。

## 2. 原因分析

本件事象の直接の原因として、以下の点が挙げられると考えております。

### ・ 不正確な与信リスクの判定

A社との取引開始時において、社内与信ガイドラインに従った与信判断を実施したものの、A社等の実態が詳細に検討されないまま、形式的な与信判断になっておりました。また、A社との取引拡大に伴い与信残高を増加させるにあたっては、本件免除が行われることを前提とする等、実質的に社内与信ガイドラインに違反した判断になっておりました。

### ・ 役員会への不正確な情報提供

本件取引については、一定のリスクがあるものとして、引き合いの段階から定期的に役員会（主として業務執行取締役及び執行役員で構成される会議体）で報告されていたものの、上記の不正確な与信リスクの判定や契約内容を前提とした概要の報告に留まっており、契約書そのものの確認はなされておりました。そのため、与信リスクや契約書の内容が正しく役員会に報告されておりました。

上記原因をもたらした主たる要因については以下のように考えております。

## ① 権限の所在の不明確さ

当社の職務権限規程上、取締役会決議が必要とされる「重要な契約書」の該当性に関する具体的な基準が設けられていない等、本件取引に係る与信判断や契約書の承認等について、権限の所在が必ずしも明確ではない状況でした。

## ② リスク判断及びモニタリングの在り方

本件取引実行の判断にあたっては、役員会で諮られ決定されていたものの、その検討過程において、実際に付与する与信金額についての情報や実際の契約書面の確認等の実質的なリスク分析が十分に行われておりませんでした。また、その後のモニタリングにおいても、前記①の権限所在の不明確さも相まって、与信判断や契約内容等の実質的なリスク判断に関する部分について、正しく役員会に報告されておりませんでした。

## 3. 再発防止に関する取り組み

上記の原因分析を踏まえ、当社としては以下の取り組みを実施しております。

### ① 職務権限の明確化

職務権限が曖昧となっており、責任が明確になっていなかった部分があったため、職務権限規程の見直しを実施いたしました。また、「重要な契約書」の該当性に関する具体的な基準等に係る明確化を行い、個人の主観に依存しない判断ができるように変更いたしました。

### ② リスク判断及びモニタリング方法の見直し

取締役会や役員会への上程事項を明確にし、「重要な契約書」の承認その他の重要性の高い取引の実行に際しては顧問弁護士等の専門家による契約内容の審査結果を踏まえて取締役会又は役員会にてリスク判断を行い、取引内容も含めたモニタリングを徹底する運用としております。また、外部の専門的な知識及び経験を有する者と契約し、より深度ある内部監査を実施できる体制の整備を行っております。

## 4. 今後の予定

現時点でのA社からの回収額は13百万円であり、当社は、専門家を起用のうえ、A社及びその連帯保証人に対し、本年10月4日に開示いたしました「一部報道について」にてお知らせした船井電機・ホールディングス株式会社への仮差押え等の法的措置も含めた総合的な対応を続けて参ります。

また、当社は、今回の事態を真摯に受け止めており、当社役員の報酬減額または返納を検討しております。その詳細については、改めて開示させていただきます。

以上